

平成 29 年 10 月 21 日から同月 23 日までの間の 暴風雨による災害にかかる取扱いについて

●保健関係〔問い合わせ先：福祉部保健課〕

災害見舞品

短期給付の災害見舞金付加金の支給を受ける加入者には、災害見舞品（セレクションギフト）に代えて現金 3 万円を送金します。（請求手続きは不要です。）

●貸付関係〔問い合わせ先：福祉部貸付課〕

（１）定期償還期限の延長（平成 29 年 10 月 21 日から同月 23 日までの間の暴風雨により被災された加入者を対象とします。）

全ての貸付（特殊住宅貸付を除きます。）について、償還中の借受人からの申し出により、2 年間を限度として定期償還期限を延長します。申し出は、「定期償還期限延長承認願（既貸付者）」に、り災証明書を添付し、災害発生日から起算して 5 か月以内に申し出てください。

なお、定期償還期限延長期間中の利息は、特例利率年 0.1% の固定利率とし、分割払い又は一括払いのいずれかを選択できます。

（２）被災された加入者への貸付（平成 29 年 10 月 21 日から同月 23 日までの間の暴風雨により被災された加入者を対象とします。）

① 特例住宅貸付

- ・貸付限度額 貸付申込時における退職手当の見込額に 600 万円を加えた額
（ただし、その額が 2,000 万円を超えるときは 2,000 万円）
- ・貸付利率 年 0.1%（固定利率です。）
- ・添付書類 通常の住宅貸付の添付書類の他に、り災証明書を添付してください。
- ・申込期間 災害発生日から起算して、3 年以内とします。
- ・定期償還 貸付申込時に、「定期償還期限延長承認願（新規貸付者）」を添付して申し出ることにより、初回分の償還から 2 年間を限度に定期償還期限を延長します。

② 特例災害貸付

- ・貸付限度額 標準報酬月額 の 6 か月分
（ただし、その額が 200 万円を超えるときは 200 万円）
- ・貸付利率 年 0.1%（固定利率です。）
- ・添付書類 り災証明書を添付してください。
- ・申込期間 災害発生日から起算して、1 年以内とします。

- ・定期償還 貸付申込時に、「定期償還期限延長承認願（新規貸付者）」を添付して申し出ることにより、初回分の償還から2年間を限度に定期償還期限を延長します。

※ 特例住宅貸付及び特例災害貸付を申し込む場合は、貸付申込書（様式第1号）の申込事由に「激甚災害」と記入してください。

※ 「定期償還期限延長承認願」には、借受人又は申込人及び学校法人等の押印が必要です。また、書式は任意ですが、私学共済ホームページからダウンロードすることができます。

※ リ災証明書の入手が困難で用意できない場合は、借受人又は申込人による理由書及び借受人又は申込人が被災された旨の学校法人等の証明書（併記可）を提出してください。詳細については、貸付課までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

共済事業本部及び各ガーデンパレス共済業務課

共済事業本部	03 (3813) 5321 (代表)
札幌ガーデンパレス	011 (222) 6234 (直通)
仙台ガーデンパレス	022 (299) 6231 (直通)
名古屋ガーデンパレス	052 (957) 1388 (直通)
大阪ガーデンパレス	06 (6393) 9701 (直通)
広島ガーデンパレス	082 (262) 1134 (直通)
福岡ガーデンパレス	092 (752) 0651 (直通)